

勝央町告示第 号

勝央町農業用施設災害復旧緊急対策事業交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年 月 日

勝央町長 水 嶋 淳 治

勝央町農業用施設災害復旧緊急対策事業交付金交付要綱の一部を改正する告示

勝央町農業用施設災害復旧緊急対策事業交付金交付要綱（令和元年勝央町告示第118号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「勝央町が設置する雨量計において観測した24時間雨量80mm以上又は1時間雨量20mm以上の降雨並びに暴風、地震その他異常な天然現象により生じた災害」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 勝央町が設置する雨量計において観測した24時間雨量80ミリメートル以上又は1時間雨量20ミリメートル以上の降雨、暴風、地震その他異常な天然現象により生じた災害
- (2) イノシシ等の野生生物の行動により生じた災害

第3条第5号中「発生した」を「発生し、又は被害を覚知した」に改める。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第2条第2項第2号に掲げる災害に係る交付金の交付は、同一年度1回に限る。

第6条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 緊急対策に要する概算費用の見積書
様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）
（略）

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。